

【件名】

（仮称）中野区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の考え方について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

1 経緯

近年、児童虐待事案の増加等を背景として、一時保護の必要性が高まる一方、一時保護の委託先における保護内容や運営の質について、全国的に一定の水準を確保することが求められてきた。

こうした状況を受け、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下、「改正法」という。）により、一時保護委託者の登録制度が新設された。この制度は、一時保護を委託することができる者について、あらかじめ登録を受けさせることにより、一時保護の適正な実施を図ることを目的とするものである。

本制度の施行に向け、国は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第 16 号。以下、「基準府令」という。）を定め、登録一時保護委託者の設備、職員配置、運営、児童の権利擁護等に関する最低基準を明らかにした。

この基準を踏まえ、改正法第 34 条の 22 第 2 項の規定に基づき、同法の施行期日である令和 8 年 10 月 1 日を目途として、一時保護委託者の登録等に関する基準を条例で定める必要がある。

2 条例制定に当たっての考え方

（1）基準の類型

基準府令は項目ごとに「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に区分されており、それぞれ条例を定めるに当たり、以下の条件が付されている。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

② 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(2) 条例に規定する主な項目と、区としての考え方

本条例では、改正法及び基準府令に基づき、主として次の事項について規定する。

○登録一時保護委託者の基本原則及び児童の権利擁護に関する事項

○児童の安全確保に関する事項

○施設の設備及び職員配置に関する事項

○生活支援、健康管理及び養護に関する事項

○運営管理及び苦情対応に関する事項

条例制定の検討に当たっては、中野区の実情に照らし、国により示された基準と異なる取扱いとすべき地域的な特殊性その他特段の事情は認められなかったことから、本条例においては当該基準に即した内容を定めることとする。

これにより、一時保護を必要とする児童が、どの委託先においても一定水準以上の環境と支援を受けることができる体制の確保を図るものである。

なお、乳児院、児童養護施設等については、一時保護委託者の登録を要しないものとされている。

3 条例の施行期日

令和8年10月1日（予定）

4 今後の予定

令和8年第2回定例会 条例案を提出